

(仮訳)

2023年3月2日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会会議

議事録第143/4号

抜粋

モスクワ市

1. 行われた討議を踏まえ、また2022年12月22日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）会議議事録第118/1号への追加として、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の持分（出資金）などの有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に、原則として、以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、小委員会による全員一致の**決議**が採択された：

1) 資産評価報告書に記載された当該資産市場価格の半分の10%以上の金額を連邦予算に任意納付する義務；

2) 資産の売却が、資産評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%超値引きして行われる場合、資産評価報告書に記載された当該資産市場価格の10%以上の金額を連邦予算に任意納付する義務；

2. 行われた討議を踏まえ、また2022年12月22日付小委員会会議議事録第118/1号への追加として、小委員会は申請者に、資産市場価格評価報告書と同時に、1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがって査定人自主規制機関の専門家（単数または複数）によって作成された専門的鑑定書を提出するよう勧告する。

本抜粋は真正である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ